

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
トーゴ	食糧援助に関する日本国政府と トーゴ共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食 糧援助のための生産物及び役務の購入	690,000千円 H22.4.30まで	H21.4.7 ロメで (同日)	日本側 岡村善文在トーゴ 大使 側 コフイ・エサオ 外務・地域統合大臣	H21.4.21 229号
トーゴ	トーゴ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とトーゴ共 和国政府との間の交換公文	トーゴの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含む トーゴの経済困難緩和に寄与するため、両政府の関係 当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金 を贈与すること。	600,000千円 -----	H21.9.1 ロメで (同日)	日本側 岡村善文在トーゴ 大使 側 アジ・オチエツ ・アヤソ経済・財務大 臣	H21.9.15 476号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。